

議第四百四十四号

指定管理者の指定について

岐阜アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号）第九条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 岐阜アリーナ運営共同体

構成員

岐阜市大蔵台一〇番二八号

ドルフィン株式会社

静岡県浜松市中区寺島町二〇〇番地

株式会社河合楽器製作所

二 指定の期間 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで